様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

導入等計画書の変更の案
（特定重要設備の導入を行う場合）

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第１項の規定により、導入等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">１．変更を行う届出</td><td rowspan="2">届出年月日</td><td>導入等計画書の届出をした年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）</td><td></td></tr>
<tr><td>特定重要設備の種類及び名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>２．変更事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">３．変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>４．変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>５．変更の時期</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>６．備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（記載上の注意）

１．「１．変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。

２．特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び法務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。